

# 産業廃棄物処理の基礎

## <内容>

1. 廃棄物の分類について
2. 産業廃棄物の適正処理
3. 実際にあった事例から



令和5年3月6日（月）

環境部 産業廃棄物対策課

1

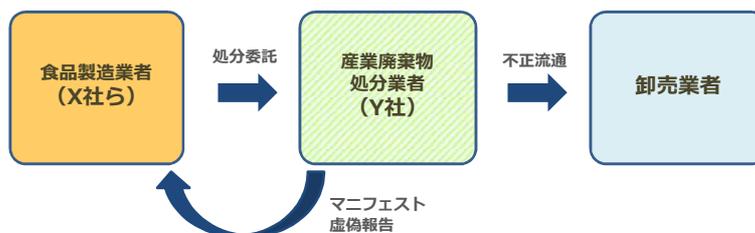
## はじめに

### この事件を知っていますか？

#### 【事案】

食品製造業者（X社ら）から産業廃棄物処分業者（Y社）に処分委託された**食品廃棄物**が、Y社により不正転売され**商品**として流通した事案。

Y社の本社工場では委託された食品廃棄物が過剰保管されていたこと、また、電子マニフェストには処分が終了した旨の虚偽報告を行っていたこと等が明らかとなった。



2

## はじめに

### 適正処理はなぜ必要？

廃棄物の処理は、通常取引とは異なり、売買の対価として得られる商品やサービスが手元に残らないという特性がある

→ 「適正処理」より「価格を抑える」ことに意識が偏りがちに。



廃棄物を適正に処理できない業者に委託、不適切な方法での自ら利用、不法投棄…

**排出事業者責任**を果たさなければ、  
罰則や社会的制裁を受けるリスク！

3

## 事業者の責務

- 事業活動に伴って生じた廃棄物を「**自らの責任**」において適正に処理しなければならない  
(排出事業者責任)
- 事業活動に伴って生じた廃棄物の再生利用等を行うことにより、その「**減量**」に努めなければならない
- 製造、加工、販売などをした製品等が廃棄物となった場合に、**処理が困難とならないように**しなければならない

**適正処理は発生前からはじまっています！**

4

# 1. 産業廃棄物の分類について

5

## 廃棄物の分類

### 廃棄物の定義【法第2条第1項】

ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、  
廃アルカリ、動物の死体その他の汚物又は不要物であって、  
固形状又は液状のものをいう。

### 産業廃棄物の定義【法第2条第4項】

この法律において「産業廃棄物」とは、次に掲げる廃棄物を  
いう。

- 一 事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、  
廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で  
定める廃棄物

**20種類！**

(特別管理産業廃棄物を除く)

6

## 産業廃棄物の種類 ①

産業廃棄物 (通常産廃)  20種類	業種指定なし (どの業種が 出しても産廃)	燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん (12種類)
	業種指定あり (特定業種のみ 産廃になる)	紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残渣、動物系固形不要物、動物のふん尿、動物の死体 (7種類)
	-	産業廃棄物を処分するために処理したもので、上記に該当しないもの (1種類)
特別管理 産業廃棄物	一部業種や排出場所の指定あり	引火性廃油、腐食性廃酸、腐食性廃アルカリ、感染性産業廃棄物 (業種指定あり)、特定有害産業廃棄物

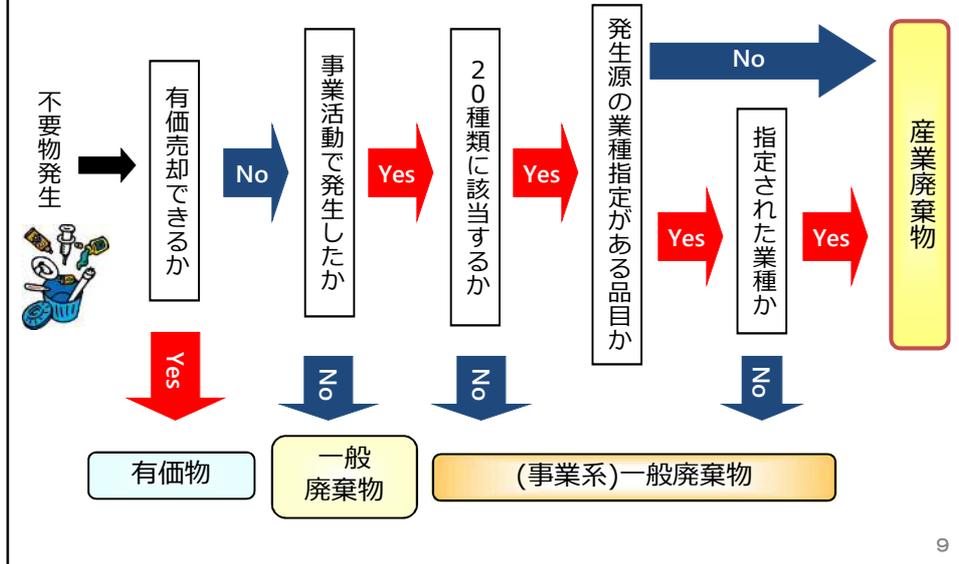
7

## 産業廃棄物の種類 ②

産廃の種類	業種指定
紙くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)
	パルプ製造業、製紙業、紙加工品製造業
	新聞業、出版業、製本業
	印刷物加工業
木くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)
	木材又は木製品製造業
	パルプ製造業、輸入木材卸売業
※ただし、木製パレットは、業種指定なし	
繊維くず	建設業 (工作物の新築、改築又は除去により生じたもの)
	繊維工業 (衣服その他の繊維製品製造業を除く) から生じた畳、じゅうたん、木綿くずなどの天然繊維くず
動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業、香料製造業
動物系固形不要物	と畜場及び食鳥処理場
動物のふん尿	畜産農業
動物の死体	畜産農業

8

## (まとめ) 廃棄物の分類の考え方



9

## 2. 産業廃棄物の適正処理

10

## 産業廃棄物の不適正な処理

『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』  
第2条第7号に産業廃棄物の不適正な処理の定義

→ 廃棄物処理法で規定する産業廃棄物の保管基準  
等に適合しない保管、収集、運搬又は処分



①保管基準 ②委託基準

11

## 産業廃棄物の適正な処理

まずはこの写真を見てください。



12

## 産業廃棄物の適正な処理

### ① 保管基準

- ・ 保管場所の囲い、表示  
→ 周囲に囲いを設置、産業廃棄物の保管場所である旨の表示
- ・ 各種予防措置  
→ 廃棄物の飛散、流出、地下浸透、悪臭発散及び害虫発生などの予防措置

13

## 産業廃棄物の適正な処理

### ■ 掲示板の作成例

(特別管理) 産業廃棄物保管場所	
廃棄物の種類	
数量	
管理者氏名	
管理者連絡先	
最大積上高	

60cm以上

60cm以上

14

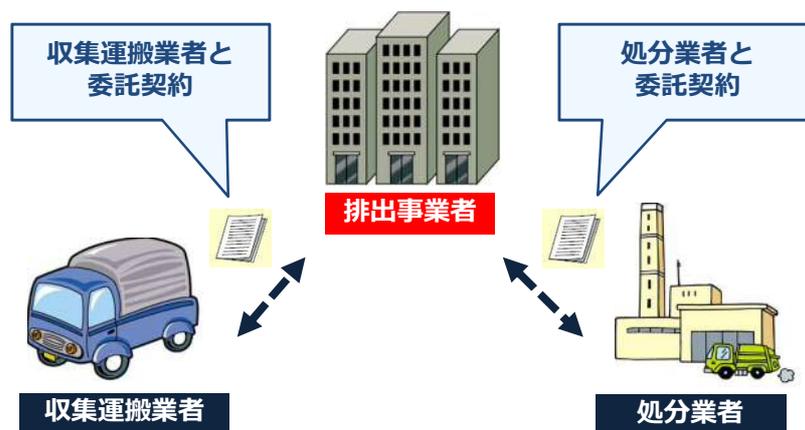
# 産業廃棄物の適正な処理

## ■ 適正な保管場所の様子



15

# 産業廃棄物の適正な処理



16

## 産業廃棄物の適正な処理

### ②委託基準

- ・ 産業廃棄物処理の**許可**を有する業者に処理委託する
- ・ 委託する内容が許可業者の**事業範囲**にあること
- ・ 必要事項を記載した**契約書面**を交付

17

The image shows a sample of an Industrial Waste Disposal License (産業廃棄物処分業許可証) issued by the City of Hamamatsu. The license includes the following information:

- 許可期間を確認** (Check the validity period):
  - 許可の年月日: 令和4年5月12日
  - 許可の有効年月日: 令和11年5月11日
- 処理委託する産業廃棄物が記載されていることを確認** (Check that the industrial waste to be entrusted is listed):
  - 1. 事業の範囲 (1) 事業の区分: 中間処分 (圧縮、破砕、溶融)
  - (2) 産業廃棄物の種類:
    - ア 圧縮: 廃プラスチック類 (以上 1種類)
    - イ 破砕: 廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、がれき類 (以上 7種類)
    - ウ 溶融: 廃プラスチック類 (以上 1種類)

Other details on the license include: 住所: 静岡県浜松市, 代表者の氏名: [Redacted], 浜松市長 鈴木 康友, and 処理能力: 平成13年7月31日.

18

## 法定記載事項

### 共通項目

1. 委託する産業廃棄物の種類及び数量
2. 委託料金
3. 委託する業者の事業の範囲
4. 委託契約の有効期間
5. 輸入廃棄物の有無
6. 委託者の有する適正処理に必要な事項に関する情報  
(産業廃棄物の性状及び荷姿、石綿含有廃棄物・水銀使用製品産業廃棄物等が含まれる場合にはその事項等)
7. 委託期間中に当該産業廃棄物に係る情報に変更があった場合の伝達方法に関する事項
8. 受託業務終了時の委託者への報告に関する事項
9. 契約解除した場合の未処理産業廃棄物の取り扱い

### 収集運搬契約項目

1. 運搬の最終目的地の所在地
2. 積み替え保管をする場合には、保管場所の所在地、保管できる産業廃棄物の種類、保管上限

### 処分契約項目

1. 処分または再生する場所の所在地、処分方法、施設の処理能力
2. 最終処分の場所の所在地、最終処分方法、施設の処理能力

19

## 委託先の選定について

### <選定基準>

- ✓ 処理に必要な許可品目や処理能力を有していること
- ✓ 処理施設の管理状況等が適切であること
- ✓ 処理料金が適切であること

**適正に処理できる許可業者を選択すること！**

20

## 委託先の選定について

### 「適正な対価を負担していない場合」とは??

=一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて**著しく低廉な料金**で委託する場合

「**適正な対価**であるか否かを判断するに当たっては、まずは都道府県において、可能な範囲内でその地域における当該産業廃棄物の一般的な処理料金の範囲を客観的に把握すること。そして、**その処理料金の半値程度又はそれを下回るような料金**で処理委託を行っている排出事業者については、当該料金に合理性があることを排出事業者において示すことができない限りは、適正な対価を負担していないときに該当するものと解して差し支えないこと。」

参考：環境省通知（令和3年4月14日 環循規発第2104141号）

21

## 委託先の選定について

合理的な理由なく、適正な処理料金か否かを把握するための措置等を講じていない場合

→ **措置命令（法第19条の6）**の対象に…

地域における相場を確認しましょう！

〈例〉

- ・複数の処理業者の見積りをとる
- ・実地確認を行う

22

## その他しなければならないこと

- ・ マニフェストの交付  
(産業廃棄物の引渡しと同時に。種類・運搬先ごとに。)
- ・ マニフェストの保存  
(交付日から5年間)
- ・ 委託先業者への実地確認  
(cf.『浜松市産業廃棄物の適正な処理に関する条例』第10条)

23

## 産業廃棄物の適正な処理まとめ

- ・ 保管基準の遵守
- ・ 産業廃棄物処理の許可業者に処理委託
- ・ 委託内容が許可業者の事業範囲内
- ・ 必要事項を記載した契約書面を交付
- ・ マニフェストの交付、保存
- ・ 年1回以上の実地確認

※ (事業系)一般廃棄物は市のごみ処理施設に自ら搬入するか、  
一般廃棄物の収集運搬許可業者に委託し処理 **(有料)**

24

### 3. 実際にあった事例から

25

#### 事例①

自動車部品製造工場敷地内にある事務所で、  
不要となった発泡スチロールを、浜松市指定の  
家庭用ごみ袋に入れてプラスチックごみの日に  
地域の集積所に捨てた。

この処理は適正か？



26

## 事例①

- ・発泡スチロール=廃プラスチック類
- 産廃許可業者に処理委託を！！！！

### 疑われる違反事項

- ・委託基準違反
- ・マニフェスト交付義務違反
- ・不法投棄

要注意！

27

## 事例 ②

**A社**は、浜松市内にある事業所を改築するため、**建設業者B社**との間で建物改築の請負契約を締結した。

実際にA社の事業所の改築工事を行ったのは、**B社の下請業者C社**であった。

工事で発生した産業廃棄物の  
排出事業者はだれか？



28

## 事例 ②

### 廃棄物処理法第21条の3 第1項

土木建築に関する工事（建設工事※）に伴い発生する  
廃棄物の排出事業者 = **元請業者（B社）**

→ 下請業者は、廃棄物処理業の許可がなければ  
廃棄物の運搬又は処分を行うことはできない！

ただし、下請業者にも保管基準は適用（**同条2項**）。

※「建設工事」とは、土木建築に関する工事であって、広く建築物その他の工作物の全部又は一部の新築、改築、又は除去を含む概念である。

参考：環境省事務連絡（2010年5月20日）

#### ★注意★

残置物（工事前から残された家具など）の排出事業者は**施主（A社）**

→ 無許可で引き受けて元請業者の廃棄物として処分してはいけない

29

## 参考資料

### 『排出事業者のしおり』

浜松市HP

[https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai\\_shiori/index.html](https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/sanpai/haiki/sanpai_shiori/index.html)



### 『排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト』

環境省HP

<https://www.env.go.jp/recycle/waste/haisyutsu.html>



30

**廃棄物の適正処理をお願いします。**  
**ご静聴ありがとうございました。**



**【問い合わせ先】**

**産業廃棄物対策課**

■電 話 : 053-453-6110

■メー ル : [sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp](mailto:sanpai@city.hamamatsu.shizuoka.jp)